令和６年度　調布市立深大寺小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

〇いじめ防止対策に関する法令等

- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- 調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童像

〇人との関わりをもち，自分の心を豊かにする子

〇基本的な生活習慣が身に付き，自分をたくましくする子

〇目標策定の方針

- 日々，全児童が，自己肯定感をもてる教育活動を行う。
- 組織的に児童理解を深め，いじめの早期発見，早期対応をする。
- 地域，保護者との連携の中で、いじめを生まない，いじめを許さない風土を醸成していく。

いじめ防止等に関する学校の目標

- 子供たち同士が，心の結び付きや信頼感を深めるとともに，主体的な学び合いを進め，児童一人一人の自己肯定感と自尊感情を高めることができるようにする。
- あらゆるいじめに対して，教員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

いじめの未然防止・早期発見のために

〇教職員の指導力の向上

- 「いじめ総合対策」や「人権教育プログラム」や調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」の資料を使い，指導力向上の為の校内研修を年３回実施する。

〇学校の組織的対応

- 学年担任制を通して，担任一人に抱え込ませず，複数の目と心で感じ，担任間のコミュケーションを欠かさない。
- 必要に応じ，「いじめ防止対策委員会」を開く。

【いじめの未然防止】

- 教職員（管理職，主幹教諭，生活指導主任，養護教諭，学年担任，特別支援教育コーディネーター等）は，学年担任制を通して常に情報共有し，ふざけ合いであっても，人を傷つける可能性，いじめに成り得る可能性のある場面を随時チェックし，指導する。
- 教職員は，日頃から，児童と困ったらすぐ相談できる関係をつくるよう心掛ける。また，周囲にいる児童の対応についても日頃から指導する。（制止する働きかけ，教職員，保護者に相談する等）
- 道徳の時間を核とし，児童に思いやりの心を醸成する。いじめ防止の授業を実施する。（年３回以上）
- 学期１回のアンケートを実施して，児童一人一人の状況を把握する。

【早期発見】

- 全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し，初期段階で，いじめに気付くことができるようにする。
- 校長のリーダーシップのもと，「いじめ防止対策委員会」を設置し，組織的に対応する。教職員は，いじめ実態調査を行い，いじめの兆候を感じたら，当委員会に情報提供する。

〇スクールカウンセラーとの連携

- 日頃から児童や保護者の生の声を聞けるような関係を構築し，心の変化を敏感に察知し担任等に報告する。
- 発覚したら，実態を詳細に把握し，教員と情報を共有する。専門的立場から具体的対応について助言する。

〇保護者・地域との連携

- 保護者会や面談等において，いじめの実態や指導方針などの情報を共有し，緊密な連携の下にいじめの解消を図っていく。

具体的ないじめへの対応（早期発見，重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話合い，対応する場合）

①　実態把握の観点

- 発覚後時間を空けず，本人，友人，保護者等に徹底して寄り添いながら情報を収集する。
- 名前の出た児童に個別に聞き取りをする。複数名いる場合はできるかぎり同時進行で行う。
- その後，聴取内容のつき合わせを行い，合意点，矛盾点をまとめ，より正確な把握に努める。

②　指導・支援の基本姿勢

- 「いじめ防止対策委員会」は，管理職，教務主任，生活指導主任，各学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー，担任で構成する。必要に応じて，他職員も加わる。
- 同委員会を中心に，日頃から，児童用いじめ防止パンフ等を用い，全校朝会等でいじめ防止の啓発を行う。
- 発覚の場合，同委員会が実態把握，今後の対策，被害児童の支援等を主導していく。

③　＜被害児童の支援＞

- 全職員が「絶対に守る」という姿勢をもち，最優先で対応する。
- 相談してきたことを称賛し，心の傷を癒す手助けをしていく。

＜加害児童の指導＞

- 自分の行為を振り返らせ，心に傷を負わせてしまった自分の言動を認識させ，相手の心に思いをいたらせる。
- 児童の背景と心情に寄り添うことを忘れず，その上で，いじめは許されない事として指導し，今後の改善点を共に考えていく。

＊重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

①教育委員会に報告し，教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。

②被害児童への緊急避難措置の検討，実施

③加害児童への対応の検討

④警察や児相等との連携

⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合，または市教委等と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携　連携機関⇒（指導室，教育相談所，子ども家庭支援センターすこやか，多摩児童相談所，調布警察署等）

- 実態把握で収集した内容を正確に指導室に伝達，共通理解する。
- 指導室の見解も考慮に入れ，どの機関に協力を要請するか適宜判断し，連絡を入れ，早急に話し合いの場をもつ。
- 各機関の見解に即し，どの機関，部署が，何を，誰に，どのように伝え，どんな指導を入れるか決め，実行に移す。

年間指導計画

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
各教科	〇国語（伝え合う力） 〇体育（公正な態度・協力）		〇保健体育（体の発育・発達） 〇普通救命講習（６年）		〇理科（生命尊重）	〇国語（伝え合う力）	〇保健体育（心の健康）	〇算数（筋道を立てて考える力）	〇「人権週間」命の授業		〇社会（多様性を認める態度）	
生活指導	〇防災教育の日（4月） いじめアンケート（6月） セーフティ教室（6月）		ふれあい月間（6月） 地区班集会（7月）	エールウィーク（8・9月）	SOSの出し方教育（7月）		ふれあい月間（11月） いじめアンケート（11月） 「いのちと心の教育」月間（12月）		エールウィーク（12・1月）		ふれあい月間（2月） いじめアンケート（2月） 地区班集会（3月）	
学校行事	入学式（4月） 日光移動教室（6月）	だるま運動会（5月）	水泳指導（6・7月）			八ヶ岳移動教室（9月）	芸術ウィーク（11月）	秋さがし遠足（11月）				卒業式（3月）
特別活動	清掃・給食集会（4月） たてわり班活動 →		食育旬間（6月）あいさつ運動（6月）					食育集会（11月）あいさつ運動（11月）			6年生を送る会（2月）	
道徳科	いじめに関する授業（6月）						道徳授業地区公開講座・いのちと心の教育月間（12月） いじめに関する授業（11月）				いじめに関する授業（2月）	
家庭・地域	保護者会（4月） 防災教育の日（4月）		学校公開（6月）	個人面談（7月）		学校公開（9月）		道徳授業地区公開講座（12月）	保護者会（12月）	学校公開（1月）		保護者会（3月）